

八千代市

木造住宅耐震診断費 補助制度のご案内



木造住宅の耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

■ 耐震診断とは

耐震診断とは、既存建築物の構造強度を調査し、**耐震性の有無**を確認すること。

※補助金を活用して耐震診断を行う場合は、八千代市に登録している**木造住宅耐震診断士**に依頼してください。

■ 補助の対象となる住宅

木造の住宅で次の全てに該当するもの

- (1) 丸太組構法、建築基準法第38条の規定による認定又は型式適合認定によるプレハブ工法により建築されたものでない
- (2) **平成12年5月31日以前**に着工されたものである
- (3) 一戸建ての住宅又は併用住宅※1である
- (4) 地上2階建て以下である

※1：居住の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1以上のものに限る

■ 補助の対象となる方

対象住宅の**所有者**※2（**自ら**が居住または**所有者の3親等以内の親族**が居住していることが条件）

※2：本市の住民基本台帳に登録されている方に限る

■ 補助金額

耐震診断にかかる費用に**3分の2**を乗じて得た額（**上限6万円**）

（参考）

耐震診断費用
10万円

補助金 6万円

自己負担額
4万円

次頁へつづく



■ 申請受付期間

- 令和8年5月15日（金）から令和8年10月30日（金）
- 申請受付の締切日または予算上限に達するまで先着順で受付をします。予算がなくなり次第、受付終了となります。

※実績報告書提出期限：令和9年1月29日（金）

■ 交付申請に必要なもの（診断前）

- (1) 八千代市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 住民票の写し
- (3) 木造住宅の耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (4) 建築確認通知書（確認済証）の写し又は建築年月日が確認できる書類※3
- (5) 建築物の所有がわかる書類※3
- (6) その他市長が必要と認める書類

※3：固定資産評価証明書（資産税課で取得できます）又は 登記事項証明書（法務局で取得できます）

(4)と(5)は兼ねることができます。

■ 実績報告に必要なもの（診断後）

- (1) 八千代市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（第7号様式）
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書
- (3) 木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (4) 木造住宅耐震診断に要した費用の領収書の写し

■ ご注意ください

- 申請前に契約や診断を実施してしまうと補助の対象となりませんので、必ず契約前に申請手続きを行なってください。
- 実績報告書提出期限を過ぎた場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- 申請後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。
- 耐震診断は、建築士で八千代市に登録している木造住宅耐震診断士に依頼してください。登録されていない木造住宅耐震診断士では補助の対象となりません。

【問い合わせ先】

〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市都市整備部建築指導課
TEL 047-421-6774（建築指導班）